

# 諸外国における最近の税制改正の動向

村井博美

## はじめに

欧米主要国においては、程度の差こそあれ、いずれの国においても、財政赤字、景気の後退と物価の上昇、エネルギー問題への対応といった難問をかかえている。このような経済情勢を反映して、各国における最近の税制改正の方向は、財政バランスの回復、エネルギー問題への対応等に重点を置いたものとなつている。とくに、アメリカにおいては財政バランスの回復を強く意識した税制改正提案が行われ、西ドイツでは一方で強い減税要求がある中で、79、80年度と連続して税の自然増収を公債の減額に充てることとしている点が特徴的である。なお、アメリカ、西ドイツのほか、イギリス、フランスにおいても、景気の先行きに対する懸念はあるものの、一般的な減税措置は講じられなかつた。

各国別にみた税制改正の重点は次のとおりである。

アメリカでは、インフレ抑制、財政バランスの回復（2年連続で減税の見送り）及び、エネルギー対策（超過利潤税の創設等）。

イギリスでは、緊縮的財政運営による経済の再建（79年度においては所得税の大幅減税とこれに対する財源補填のための付加価値税の増税を行つたが、80年度は専ら技術的改正）。

西ドイツでは、財政バランスの回復（79、80年度の自然増収は全額、公債減額に充当。なお、81年度には減税を予定）。

フランスでは、インフレ抑制と景気刺激という両面からの要請への対応（物価調整減税は、必要最小限のものにとどめる）。

## 2. アメリカ

### （1）1981年度予算教書

アメリカでは、1975年以降1978年までの間、所得税減税を中心とする景気刺激策がとられてきたが、1977年には、減税案の最大の柱である所得税戻し税案の撤回が行われ、1978年減税の際には減税規模の縮小が図られるなど、インフレ抑制への配慮が次第に強まり、1979年中には、インフレ抑制の観点から、減税措置は一切とられなかつた。

本年1月、カーター大統領により発表された1981年度予算教書においても、この姿勢が貫かれており、歳入面における一般的減税の提案は一切織り込まれていない。なお、1981年度予算案における歳出の対前年度伸び率は、名目で9.3%の増加であるが、実質では1980年度と同水準であり、1980年度予算に引き続き緊縮型となつている。なお、下記のインフレ対策に基づき均衡予算を達成するため、カーター大統領は、3月31日、1981年度修正予算教書（歳入6,280億ドル、歳出6,115億ドル、予算黒字165億ドル）を提出し、議会において審議が続けられている（6月30日現在）。

### （2）インフレ対策の発表

カーター大統領は、本年3月14日、下記の5項目から成るインフレ対策を発表した。

均衡予算の達成

連銀による選択的信用規制

賃金・物価対策の強化

エネルギー節約

生産性の向上、貯蓄の促進及び研究・開発の促進を内容とする経済構造の改善

租税政策の分野では、以下の二つの提案が織り込まれていた。

1) 利子・配当に対する源泉徴収制度の導入提案

## 2) 輸入原油に対する課徴金の賦課及び自動車燃料に対する新税創設の提案

### 1) 利子・配当に対する源泉徴収制度の導入提案

インフレ対策発表と同時に配付された大統領声明文によれば、次のとおりである。

利子・配当所得については、現在、源泉徴収は行われていないが、今後、利子・配当所得についても源泉徴収制度を導入するための法案を議会に提出することを予定している。

#### 内容

(a) 源泉徴収税率 15%

(b) 源泉徴収義務者

現在、利子・配当について支払調書の提出義務を負っている者。即ち、1 暦年中に総計 10 ドル以上の利子・配当を他の納税義務者に支払った者は、現在の支払調書提出義務に加えて、源泉徴収義務を負うこととなる。

#### 提案理由

(a) 最近の内国歳入庁の報告によれば、1976 年分の個人所得税に関して、54～94 億ドルの利子所得及び 21～47 億ドルの配当所得が申告から漏れている。これは、利子・配当所得全体の 9～16%に相当する。これに対して、給与所得についての申告漏れは 2～3%に過ぎない。利子・配当所得について完全なフォロー・アップを行うことは困難であるため、現行の情報申告書と納税申告書の照合制度及び税務調査だけでは、利子・配当所得についての申告漏れをなくすことはできない。

(b) なお、個人所得税の最低税率は 14%であるから、15%の税率で源泉徴収を行えば、過大な負担を納税者に強いることにはならないと考えられる。さらに、合理的な理由により納税義務を負わないと考えられる者については、例外措置を設けることとしている。

### 2) 輸入原油に対する課徴金の賦課及び自動車用燃料に対する新税創設提案

インフレ対策発表と同時に配布された大統領声明文によれば、次のとおりである。

#### 輸入原油に対する課徴金の賦課

- ( ) 輸入目的 (a) ガソリン消費の抑制  
(b) 歳入確保

#### ( ) 内容

輸入原油について、パーレル当たり 4.62 ドル (約 10 セント / ガロン)

#### ( ) 賦課の法的根拠

(a) 貿易拡大法 (Trade Expansion Act) 第 232 条(b)

...( 大統領は原油輸入の水準が国家の安全を脅かす水準に達した時には、原油の輸入を調整する権限を有する。) 及び

(b) 緊急石油輸入割当法 (Emergency Petroleum Allocation Act)

...( 大統領は、原油について価格統制及び割当てを行う権限を有する。) に基づく、大統領権限により賦課を行う。

#### ( ) 実施期限

本措置はあくまで暫定的なものであり、 に述べる自動車用燃料に対する新税が議会において成立次第、廃止される予定である。

#### 自動車用燃料に対する新税創設提案

#### ( ) 目的輸入原油課徴金と同様

#### ( ) 内容

(a) 課税対象 自動車用ガソリン及び自動車用軽油

(b) 税率 14 セント / ガロン

(c) 納税義務者 自動車用ガソリン、軽油の製造者及び輸入者

なお、上記の輸入課徴金については、その賦課を禁止する法律が 6 月 4 日議会において成立、大統領は直ちに拒否権を発動したが、これに対して上下両院は、再び 3 分の 2 の多数をもつて同法を可決したため、大統領による拒否権行使の効力は失われ、輸入課徴金提案は実施されないまま廃案となった。また、財務省は、現在 (6 月 30 日) のところ、自動車用燃料に対する新税創設法案の議会提出も見合わせている模様である。

### (3) 超過利潤税法の成立

#### 1) 超過利潤税の創設

##### 背景

1979年4月5日、カーター大統領は、イランによる原油生産の減少やOPECの追加値上げなどの国際エネルギー情勢の変動に対応するための新エネルギー政策を発表した。その中で大統領は、エネルギーの節約及び国内産原油に対する価格統制の段階的撤廃と並び、新エネルギー政策の重要な柱として、国内産原油価格統制の撤廃とOPECの値上げによる石油企業の超過利潤の一部を吸収するための新税（超過利潤税“Windfall Profits Tax”）を創設し、その税収等に基づき、「エネルギー安全保障基金」（Energy Security Trust Fund）を設立し、主としてエネルギー政策の財源とすることを提案した。

##### 審議経過

議会は、大統領の提案を受けて、1979年5月上旬より下院が審議を開始した。以後の審議経過は以下のとおりである。

1979年 6月28日	下院通過
12月17日	上院通過
12月下旬	両院協議会の審議開始
1980年 2月27日	両院協議会において合意が成立
4月 2日	大統領署名

##### 法律の内容

( ) 国内産原油に係る価格統制の段階的撤廃及び将来のOPEC値上げによる石油企業の利潤について通常の法人税に加えて次の税率で課税を行う。

##### ( ) 税率

第一段階原油.....70%

〔1978年12月31日までに生産を開始した油井からの原油。ただし、以下の第二及び第三段階原油及び非課税原油を除く。〕

第二段階原油.....60%

（小規模油井等からの原油）

第三段階原油.....30%

（重質原油、追加的生産のために化学薬品等を用いている油井からの原油等）

非課税原油

〔州及び地方政府が生産した原油でその収益が公共目的に使用されるもの、公益法人が所有している油井からの原油等〕

( ) 超過利潤税額は、原油生産者の法人税又は所得税の計算上、損金に算入される。

( ) 1980年3月1日以降生産される国内産原油に対して課税を行う。

##### ( ) 税収の使途

行政府提案では、エネルギー安全保障基金に繰り入れ、主として、

- (a) 低所得階層への助成
- (b) 公共輸送機関への補助
- (c) エネルギーの研究開発等

に充てられることとされていたが、成立法では、

- (a) 税収の60%を所得税及び法人税の減税
- (b) 税収の25%を低所得階層への助成
- (c) 税収の15%をエネルギー対策等

に充てることとされた。

#### 2) その他の措置

今回成立した超過利潤税法には、上記の超過利潤税のほか次の措置が含まれている。

個人の住宅に係る太陽エネルギー利用装置等の取付費用に係る税額控除制度の改正

個人の住宅に太陽エネルギー利用装置等を取り付けた場合

(現行法)その費用の最初の2,000ドルの30%相当額,2,000ドル超10,000ドル以下の部分の20%相当額(即ち,最高2,200ドル)の税額控除が認められる。

(改正法)その費用の最初の10,000ドルの40%相当額(即ち,最高4,000ドル)の税額控除が認められる。

原則として,1978年10月1日から1982年12月31日の間に使用に供されたエネルギー節約装置,太陽エネルギー利用装置,廃棄物再利用装置等の取得費用については,一般の投資税額控除(10%)のほか,さらに取得費用の10%の税額控除が認められているが,今回の改正により,対象資産の拡大,適用期限の延長及び一部の設備(太陽,風力,地熱利用装置等)について控除率の引上げ(10%→15%)が行われた。

利子・配当控除制度の改正

(現行法)

- ( ) 利子.....州債及び地方債の利子を除き原則として課税
- ( ) 配当.....個人の受取配当につき100ドルまでの所得控除が認められる。

(改正法)

1981年及び1982年については,個人が受け取った利子及び配当の合計額について200ドルまでの所得控除が認められる(なお,州債及び地方債利子の非課税制度は従来どおりである。)

(4) 付加価値税導入をめぐる議論(1979年租税再構成法案及び1980年租税再構成法案の議会提出)

米国では昨年1月に議会が開会されるとともに,付加価値税導入の議論が活発となり,ロング上院財政委員会委員長とウルマン下院歳入委員会委員長が,第96議会中(1980-81年)に公聴会を開会することを打ち出す一方,ブルメンソール財務長官も,政府は,付加価値税の導入の検討にはやぶさかでない旨を発表するなど,付加価値税に関する議会内外での関心が急速に高まり,1979年10月23日には,ウルマン下院歳入委員長により,所得税及び法人税の大幅減税並びに付加価値税の導入を内容とする「1979年租税再構成法案」(The Tax Restructuring Act of 1979)が議会に提出されるに至った。

法案の提出に当たって,ウルマン委員長は長文のステートメントを発表したが,これによると,本法案の目的は,直接税の大幅減税によつて貯蓄・投資を促進し,個人及び法人を通じた経済的活力を回復し,生産性の向上を実現することによつて,インフレの克服を図ることにあり,このため付加価値税を導入して租税体系の再構成を行うものとされている。

1979年租税再構成法案の内容

( ) 減税措置

(a) 社会保障税減税(税率引下げ)

(b) 個人所得税減税

税率引下げ(最高限界税率を70%→50%へ引下げ)等

(c) 企業減税

①法人税率引下げ(トップレート46%→36%), ②投資税額控除制度の拡大, ③減価償却の迅速化等

( ) 付加価値税の導入

- { 標準税率 10%
- { 軽減税率 5%...食料品(小売段階), 医療費, 住居費
- { ゼロ税率...慈善団体, 教育機関等
- { 免税...上記のものを除く非営利団体
- ・免税点.....年間課税取引高1万ドル以下
- ・インボイス方式による前段階税額控除方式

( ) (歳入効果)(1981暦年)(億ドル)

社会保障税減税	520
個人所得税減税	500
企業減税	280
減税計	1,300
付加価値税	1,300

### 1980 年租税再構成法案の提出

上記 1979 年租税再構成法案については、昨年 11 月 8 日以降下院歳入委員会において公聴会が開会され様々な意見が提出された。ウルマン委員長は、公聴会での意見を踏まえ、1979 年租税再構成法案に修正を加え、今年 4 月改めて 1980 年租税再構成法案を議会に提出した。

この法案は、所得税、法人税及び社会保障税の減税を行うため、新たに付加価値税を導入してその財源に充てる点は、1979 年租税再構成法案と同様であるが、( )食料品、住宅用不動産の売却・賃貸、医療費等〔いずれも 1979 年租税再構成法案では軽減税率 5%の対象とされていた。〕を免税としたため、付加価値税収額( = 減税額)が 1,300 億ドルから 1,150 億ドルに減少している点、及び( )連邦政府歳出の対 G N P 比( 81 年度 22.6% )を 82 年度 22.0% に引き下げ、それ以後毎年 0.5%ポイントずつ引き下げることにより、最終的にはこの比率を 20%とすることを内容としている点が注目される。

## 3. イギリス

### (1) 1979 年度第 2 次歳入法

1979 年 5 月の政権交代で成立したサッチャー保守党内閣は同年 6 月 12 日、公共部門への資源配分を縮小し、各種経済分野への国家の介入を最小限にとどめて、民間部門の活力を再生させることを基本理念とする 1979 年度予算を発表した。

その具体的施策としては、歳出面で思い切った削減を行うとともに、歳入面では所得税の大幅減税とそれに伴う歳入減を補填するために付加価値税の大幅増税を行うというものであった。

この税制改正案は、保守党が議会で絶対多数を占めていたこともあつて、ほとんど修正されることなく、同年 7 月 26 日、1979 年第 2 次歳入法として成立した。その主要な内容は次のとおりである。

#### 1) 所得税の減税

基礎控除の引上げ( 独身者：985 ポンド 1,165 ポンド、夫婦者：1,535 ポンド 1,815 ポンド)

税率の引下げ( 基本税率 33% 30%、最高限界税率 83% 60%等)

#### 2) 法人税の減税

小法人に対する軽減税率適用限度額の引上げ( 85 千ポンド 100 千ポンド)

#### 3) 付加価値税の増税

税率の一本化及び引上げ( 標準税率 8%、割増税率 12.5% 15%)

#### 4) 炭化水素油税の増税

税率の引上げ( 1 ガロン当たり揮発油：30 ペンス 37 ペンス、軽油：35 ペンス 42 ペンス、重油：2.5 ペンス 3.0 ペンス、L P G：15 ペンス 18.5 ペンス)

### (2) 1980 年度歳入法

イギリス経済は、1979 年から 80 年にかけて、依然として立直りのきつかけをつかめないまま、インフレの昂進、失業の増大という状況の下にあり、このため野党や労働組合からは政府のデフレ政策に対する批判が激化するなど、政府としても世論を説得しうる何らかの新規政策を打ち出す必要性に迫られていた。

本年 3 月 26 日にハウ蔵相が発表した 1980 年度予算案は、このような状況をふまえて、昨年来の保守党の基本方針に沿った緊縮型予算の性格を維持しつつ、同時に、今後 4 年間にわたる中期的財政・金融戦略を発表して、引締め後に期待される経済の回復状況を国民に印象づけようとしたものであった。

予算の内容は、歳出面では昨年同様大幅削減を図ることとなつたが、歳入面では当初予定していた所得税率の引下げが代替財源の面から不可能となつたこともあり、全体として、比較的技術的な改正にとどまることとなつた。

現在税制改正案は、1980 年度歳入法案として議会で審議中であるが、例年に比して条文数が多く、内容も技術的なものが主であるため、成立までに多少の時間を要する見込みである。もつとも現政府は議会で安定多数を確保しているところから議会議過程での修正は、さほど行われぬものと見込まれる。

具体的な改正内容は次のとおりである。

#### 1) 所得税の減税

基礎控除の引上げ(独身者:1,165ポンド 1,375ポンド,夫婦者:1,815ポンド 2,145ポンド),寡婦控除,老年者控除等の引上げ

税率表の改訂

従来の軽減税率(所得0~750ポンドに対し25%)を廃止するとともに,税率適用ブラケットを次のように改訂する。

課税所得		税率
ポンド超	ポンド以下	%
0	~ 11,250	30(基本税率)
11,250	~ 13,250	40
13,250	~ 16,750	45
16,750	~ 22,250	50
22,250	~ 27,750	55
27,750	~	60

投資所得加重税の課税最低限の引上げ(5,000ポンド 5,500ポンド)

## 2) 法人税の減税

小規模法人に対する軽減税率を引き下げる(42% 40%)とともに,適用対象年間利潤額を引き上げ(6万ポンド 7万ポンド),同時に限界控除の適用される利潤限度額についても引き上げる(10万ポンド 13万ポンド)。

## 3) 石油収入税の増税

北海油田の原油生産から生ずる利潤に課される石油収入税について,税率を60%から70%に引き上げるとともに,予納制度を導入する。

## 4) キャピタル・ゲイン税の減税

ゼロ税率適用限度額を引き上げるとともに,従来の限界控除を廃止する。

改正前		
ポンド超	ポンド以下	税率
0	~ 1,000	0%
1,000	~ 5,000	15
5,000	~ 9,500	50
9,000	~	30

改正後		
ポンド超	ポンド以下	税率
0	~ 3,000	0%
3,000	~	30

## 5) 資産移転税の減税

ゼロ税率適用限度額の引上げ(25千ポンド 50千ポンド),少額贈与の免税点引上げ(年間100ポンド 250ポンド)等を行う。

## 6) 付加価値税の減税

小規模事業者の免税点を年間課税取引高10,000ポンドから13,500ポンドに引き上げる。

## 7) 酒税の増税

税率を次のとおり引き上げる。

酒 精 税	5.96ポンド/ℓ	7.39ポンド
ビ ー ル 税	10.65ポンド/100ℓ	13.05ポンド
ぶどう酒税	100ℓ 当たり,アルコール度数に応じ	71.49~97.12ポンド 81.42~110.60ポンド

## 8) 炭化水素油税の増税

税率を次のとおり引き上げる。

揮発油	8.1ペンス/ℓ	10.0ペンス
軽 油	9.2 "	10.0 "
重 油	0.66 "	0.77 "
L P G	4.05 "	5.0 "

## 9) その他

たばこ税，自動車税の増税

## 4. 西ドイツ

西ドイツでは，1977年，78年と景気刺激策がとられ，税制面においても所得税減税等の措置が講じられたが，79年度の財政政策の重点は，景気刺激から財政再建に移り，78年税制改正法で決定済みの付加価値税の増税を，予定どおり79年7月から実施するとともに，79年度の自然増収は，第二次補正予算により，全額，公債発行の減額に充てられることとなつた。また，80年度の財政政策の重点も引き続き財政再建におかれ，80年度に見込まれる自然増収についても，政府与党は野党の主張する減税を拒否し，公債発行の減額に充てることとした。

### (1) 1980年付加価値税法

EC各国の付加価値税制とのハーモニゼーションの達成

(付加価値税の統一に関するEC第6次指令に合致するよう，付加価値税法の諸規定を改正。)

企業間競争に対する課税の中立性の確保

課税の簡素化

以上の3点を目的とする1980年付加価値税法が，1979年11月9日に成立し，1980年1月1日から施行された。なお，同法による改正内容は，いずれも技術的なものであり，説明は省略する。

### (2) 1980年予算法

80年度予算につき，西ドイツ政府が最も意を用いたのは，財政の健全化である。前回の石油危機を契機として増加している国債残高の持つ危険性については，議会も十分認識し，議会審議の過程で歳出削減が行われ，歳出の伸びは79年度当初予算比5.2%となつた。これは，最近では，財政健全化のために大幅な歳出削減が行われた76年度予算の5.0%（同決算では3.5%）に次いで低い伸び率である。

こうした歳出の抑制が比較的抵抗なしに行われたのは，石油価格高騰，国内景気の好調等によりインフレの再燃が懸念されている中で，財政面からもインフレ防止のための役割を担うべきだとの認識が一般化しているためであるといわれている。

他方，歳入面では，税収は賃金上昇及び所得税の累進構造に基づく所得税収入の増加，物価上昇による付加価値税収入の増加などから，79年当初対比では約10%の増加(163億マルクの自然増収)が見込まれることとなつた。

この自然増収に対して，野党は80年度からの減税を強く主張し，議会においてもシュミット首相とシュトラウスCSU党首の間で激しい応酬があつたが，政府与党は，従来の主張通り，80年度からの減税を拒否し，自然増収は，公債発行の減額に充てられることとなつた。

### (3) 1981年減税法実の動向について

政府は，1980年2月20日，1981年減税法案の閣議決定を行つた。マツトヘツプファー蔵相の発表によると，減税措置のねらいは，負担過重となつている平均的所得階層及び子供のある家庭の所得税負担の軽減であり，1981年減税法案の中心は，所得税率の引下げと子女基礎控除の導入にある。

1981年減税法案は，閣議決定以降，主として子女基礎控除導入の是非をめくり，議会内外で激しい議論が行われた。5月22日，連邦議会は減税法案を可決したが，野党が多数派である連邦参議院は，6月13日，同法案を否決した。そこで，両院協議会が開かれ，7月3日の第2回両院協議会でようやく妥協案が成立した。7月4日，連邦議会と連邦参議院が妥協案を承認したことにより，1981年からの税制改正の内容が最終的に決定した。

1981年から実施される税制改正の主な内容は以下のとおりである。

所得税率表の変更

( ) 比例税率(22%)対象課税所得層の拡大

年間所得16,000マルク/32,000マルク(独身/夫婦)までが比例税率の対象であつたが，これを，18,000マルク/36,000マルクまで引き上げる。

( ) 中所得層 (年間所得 60,000 マルク / 120,000 マルク) に対する累進税率の緩和  
児童手当の増額

第 1 子に対しては、月額 50 マルクに据え置く。

第 2 子に対しては月額 100 マルクを 120 マルクに引き上げる。

第 3 子以下に対しては月額 200 マルクを 240 マルクに引き上げる。

(注 1) 子女基礎控除の導入は見送る。

(注 2) 児童手当増額に必要な経費のうち、およそ半分 (10 億マルク) は州が負担する。

## 5. フランス

### (1) 1979 年度予算法

個人所得税については、インフレ対策として例年行われてきた物価調整減税 (税率表の改訂及び免税点の引上げ) が、1977、78 年度と同様に部分的なものにとどめられている。税率表の改訂では、ゼロ税率適用最高限度額が、7,250 フランから 7,925 フランに引き上げられ (独身者の場合)、また各税率ブラケットが上位ブラケットを除き、9%前後引き上げられている。免税点 (必要経費控除後の額がこれ以下であれば免税とされる点) は、65 才未満では 16,800 フラン、65 才以上では 18,300 フランと引き上げられ、また、少額の所得税を不徴収とする少額不徴収点が、150 フランから 165 フランに引き上げられた。その他、給与所得者に対して新たに勤労独身者控除が創設されたほか、諸控除の引上げ (障害者控除、老年者控除等) が行われた。

企業課税に関しては、1978 年度予算法で創設された、新設中小企業について所得税又は法人税を軽減する措置の、拡充が図られた。

### (2) 投資減税法

1979 年 4 月の閣議において、石油価格の上昇がフランス経済に与える影響を緩和し、雇用の創出を図ることをねらいとした、一連の投資促進策が決定された。その内容は、1979 年 12 月 31 日までに資産再評価を行った企業につき、79 年、80 年の各年の、対前年比投資増加額の 10% を限度として、それぞれ 79 年、80 年の義務的な再評価準備金の取崩しによる、益金算入額の減額を認めるほか、国土開発、科学技術研究投資の対象資産に対する特別償却を認めることなどからなっている。本法案は、上下両院での修正を受けた後、79 年 7 月に法律として成立した。

### (3) 1980 年度予算法

フランスの経済運営は、第 7 次経済 5 か年計画 (1976 ~ 1980) とパールプラン (1976 ~ ) の二つを基本として行われてきた。前者は、毎年 5.5 ~ 6% の実質 GDP 成長率の達成、所得分配の公平の確保、完全雇用の達成を基本目標とするものであり、後者は、インフレ抑制を最大の課題としつつ、雇用確保にも配慮するものであった。しかし、衰えを見せぬインフレ、企業収益の悪化、失業者の増大 (とりわけ若年層)、賃金コストの上昇という現在の経済環境からみて、それらが期待された成果を上げているとはいえない状況にある。

このような状況の下で編成された予算法は、一方でインフレ抑制、他方で景気刺激という両面からの要請に応えるための「中立的」予算であるとされている。パール首相は、議会での予算説明において、本予算の政策目標として次の 4 点をあげている。

「大幅な財政赤字」を受け入れても、リセッションを回避する。

若年者雇用を促進する。

貿易赤字を解消し、フランを防衛する。

インフレの昂進を回避する。

本予算のこうした性格は、現在のフランス経済の最大の課題がインフレと失業問題である以上、当然のものとして受けとめられている。

具体的には、まず歳出面において、80 年度の名目 GDP 成長率 (政府見通し) 111.8% を上回る 14.4% の歳出増となつている点が注目される。景気下支えのための雇用対策、公共投資等の経済支持政策と、社会関連費の 17% を

超える伸びという社会政策面の配慮が、その主たる増加要因といえる。

他方、歳入面では、今年度税制改正の基本方針が 高額所得者・資産家への課税強化、不公平税制の是正、租税回避対策の強化の3点におかれており、主要な改正内容は次のとおりである。

#### 1) 所得税

所得税に関しては、低額所得者を中心として、減税が行われる一方、高額所得者に対しては課税が強化されることとなった。税率適用ブラケットが改正されたが、改正幅は、低位から順に、10%、9%、8%、4%、据置となっている。1979年度予算法により設けられた給与所得者の必要経費概算控除の上限(40,000フラン)制度が、予定どおり1980年度から適用された。(この結果、高額所得者は負担増となる。) 免税点、少額不徴収点、老年者・障害者控除、勤労寡婦(かん夫)控除が、それぞれ引き上げられた。

#### 2) 企業課税

石油企業に対する特別臨時課税が、1980年に限り行われることとなった。これは、石油価格の上昇に伴い、石油企業の減耗控除準備金が、膨大なものとなっていることに対するためのものである。

#### 3) 間接税等

建設用地に係る付加価値税の軽減措置の縮小

建設用地に係る付加価値税の課税標準は、従来、譲渡価額に諸経費を加えたものの30%相当額とされていたが、改正により70%相当額に改められた。これにより、実効税率は、5.28%から12.32%に引き上げられることとなった。(付加価値税の標準税率は17.6%)

自動車税増税

エネルギー節約等の観点から、保有税である各種自動車税が引き上げられた一方、大型オートバイに対して新たに自動車税が課されることとなった。

アルコール関係諸税の引上げ

アルコール消費税、アルコール製造税、アルコール流通税、ビール等消費税が引き上げられた。引上げ率は、20%から50%と大幅なものとなっている。

#### 4) 相続・贈与税

非課税範囲の限定、生前贈与に係る税額控除の引下げ等の増税措置が講じられた。

#### 5) 租税回避対策

80年度予算法は、特に脱税対策という一章を設け、脱税、租税回避対策に努めている。主なものは次のとおりである。

使途不明金に対する特別課税の緩和

従来、使途不明金に関しては、150%の税率による特別課税が行われていたが、今回の改正により、税率が120%に引き下げられ、さらに、法人が自己否認を行った場合には90%の税率が適用されることとなった。改正理由としては、従来の特別課税では負担が過重であり、しかも現実に適用されることは稀であつたため、これをより現実的なものにするということがあげられている。

タックス・ヘイブン対策税制

フランスは、従来いわゆるタックス・ヘイブン対策税制を設けておらず、フランス法人がタックス・ヘイブン国の居住者に対して支払う経費の合理性に関する挙証責任を当該フランス法人に転嫁しているにとどまっていたが、今予算法においてこれに加えて、新たな制度を導入した。即ち、持株比率25%超の子会社を軽課税国(paradis fiscal)に有するフランスの法人をも当該子会社の留保所得のうち持株比率相当分を課税所得に合算して法人療が課されることとなった。

(本措置は、アメリカの規定にならつたものであるとされている。)

その他

租税回避対策としては、その他に、利子所得に係る源泉分離税率の改正、生命保険金に対する課税の改正等が行われた。

〔 筆者は前主税局調査課課長補佐  
現在、同局国際租税課課長補佐 〕